

別表第三（第9条関係） 確認基準

○河川草刈り作業

確認項目	基準
草刈り区域の確認	草刈り区域図作成時に設置した杭等を元に、現地で草を刈られた区域の確認を目視で行う。
草刈りの状況の確認	刈り取り後の草丈20cm程度を目安に、現地で河川管理上必要な草刈りが行われていることの確認を目視で行う。
草刈り前後の確認	草刈り作業完了報告書に添付されている作業前、作業後の写真を元に、草刈り前後の確認を行う。

確認時、現場写真を1枚撮影すること。

○河川管理用通路補修作業

確認項目	基準
補修状況の確認	車両もしくは歩行で通行する際に、支障にならない程度に敷き均し、転圧が行われていることの確認を目視で行う。

確認時、現場写真を1枚撮影すること。